

2023年12月

1. 接待交際費（Entertainment Expense）の費用計上ルールについて

ニュージーランドでは、法人税申告の際、接待交際費（Entertainment Expense）は用途・状況によって、税務上損金計上できる金額が変動します。特に12月はクリスマスシーズンのため、会社のクリスマスパーティーや従業員・クライアントへのギフト等の交際費が多く発生するかと思います。以下、ニュージーランド国税局（IRD：Inland Revenue Department）が公表している3つの税務上の損金計上ルールについて、この機会に見直してください。

- ① 100%損金計上可能となる場合
- ② 50%損金計上可能となる場合（残り半分は損金計上不可）
- ③ 100%損金計上可能、ただしFRINGE BENEFIT TAXの対象となる場合

① 100%損金計上可能となる場合

税務上100%損金計上することが可能なケースとして、会社の収益に貢献することを目的とした費用、または事業を運営するにあたり発生する費用（Business-related Expense）であることが要件となります。上記の要件に当てはまるケースを紹介します。

例)

- 従業員の出張時の食事代
- モーニングティー等の軽食代
- 4時間以上のコンファレンスやトレーニング時の飲食代

② 50%損金計上可能となる場合（残り半分は損金計上不可）

一方で、上記①番のケースに該当せず、会社の収益に直接的には貢献しないと判断される接待交際費は、税務上、50%分のみ損金計上することが可能となります。一般的に、会社のクリスマスパーティーでの飲食代やクライアントとの接待交際は、こちらに該当します。上記に当てはまるケースを紹介します。

例)

- スポーツ観戦などのイベント参加費用（スタジアムの座席料、ゴルフ場の入場料等）
- 会社の事業敷地内で提供される飲食代（ただし、上記①に該当する軽食代は除く）
- 別荘（Holiday Accommodation）での宿泊費
- クライアントへのギフト代（※A社の担当者B氏へのワインセットなど、ギフトを送った相手の個人の利益となることが想定される場合）
- 上記①以外の飲食代で、会社の事業敷地外で提供されたもの

③ 100%損金計上可能、ただしFRINGE BENEFIT TAX (FBT) の対象となる場合

現金以外の経済的利益（ベネフィット）を従業員へ従業員に提供する際、FRINGE BENEFIT TAX (FBT)の対象となる場合があります。例えば、従業員へのギフト券を送る場合はこのケースに該当します。

ただし、以下の要件を満たす場合、FBTの対象外となります。

- 全従業員へ提供したベネフィットの金額が、年間で **NZD22,500 以下**の場合、かつ
- 従業員一人あたりのベネフィットの金額が、年間で **NZD1,200 以下**の場合

お問い合わせ先

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

Web : <https://www.faircongrp.com/>

花本 聡子

準オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : sa.hanamoto@faircongrp.com

「FCG ニュージーランド ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。
「FCG ニュージーランド ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG ニュージーランド ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。